

市第11号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（
平成4年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第38条の7第4号中「又は農学の」を「、農学又はこれらに相当
する」に改め、同条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同
法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の
次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む
。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、
学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を横浜市が
設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に追加する等のた
め、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

市第11号

の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第38条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の
とおりとする。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学
を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学、農学又は
これらに相当する 又は農学の
課程において衛生工学又は化学工学に関する
科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術
上の実務に従事した経験を有する者

（第5号省略）

- (6) 学校教育法に基づく短期大学 （同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）
又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学
又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関
する科目を修めて卒業した （同法に基づく専門職大学の前期課
程を修了した場合を含む。） 後、4年以上廃棄物の処理に関す
る技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学 （同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）
又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学
又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関
する科目以外の科目を修めて卒業した （同法に基づく専門職大
学の前期課程を修了した場合を含む。） 後、5年以上廃棄物の
処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

市第11号

(第8号から第11号まで省略)